○寒川町地域自立支援協議会設置要領 (一部改正素案)

資料3

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町相談支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「要綱」という。)第6条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の規定に基づき、寒川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 相談支援体制の強化に関すること。
  - (2) 町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関すること。
  - (3) 町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること。
  - (4) 障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害 を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
  - (5) 協議会の運営に関すること。
  - (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 障がいのある当事者及びその家族
  - (2) 障がい福祉関係団体の職員
  - (3) 公募の町民
  - (4) その他町長が認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、そ の説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第7条 協議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

(ワーキンググループ)

- 第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職 を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉部福祉課及び要綱第3条の規定に基づき受託した指定 相談支援事業者が担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず 当該任命の日から平成24年6月30日までとする。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平○○年○月○日)

この要領は、平成○○年○月○日から施行する。